

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。本条例の一部改正は、地方税法等の一部改正に伴いまして、多度津町税条例の一部改正と同様に、後期高齢者医療保険料の延滞金等の利率の見直しに係る特例措置を改めるものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。3ページから4ページにかけてでございます。附則第3条（延滞金の割合の特例）に係る規定を改めるもので、内容は、延滞金の割合について、各年の特例基準割合が、年7.3%に満たない場合には、その年中において、延滞金の14.6%の部分は、「当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合」、納期限後1か月以内の7.3%の部分は「特例基準割合に年1%を加算した割合」とするものでございます。1ページをお願いいたします。附則として、第1条は、施行期日について、「この条例は、平成26年1月1日から施行する。」と規定しています。2ページにかけてでございますが、第2条は、延滞金に関する経過措置について、「改正後の多度津町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」と規定しています。以上、簡単ではございますが、議案第3号 多度津後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。